

様式第七（第五十八条関係）

解体業変更届出書

年 月 日

盛岡市長 様

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第63条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

変更の内容	新	旧
変更の理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

誓 約 書

申請者（届出者）は、使用済自動車の再資源化等に関する法律第62条第1項第2号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

申請者（届出者）
住所（所在地）

氏 名
(法人にあつては名称及び代表者名)

盛岡市長 様

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）第62条第1項第2号イからヌの概要

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、一定の期間を経ない者
- ハ 自動車リサイクル法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、刑法その他の法律に違反して罰金の刑に処せられ、一定の期間を経ない者
- ニ 解体業（破砕業）の許可、廃棄物処理法等に基づく許可を取り消され、一定の期間を経ない者（法人の場合は、その役員も含む。）
- ホ 業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがある者
- ヘ 暴力団員又は暴力団員であった者で一定の期間を経ない者
- ト 未成年者の場合、その法定代理人がイからへまでのいずれかに該当するもの
- チ 法人の場合で、その役員又は契約締結権限のある使用人等がイからへまでのいずれかに該当するもの
- リ 暴力団員（暴力団員であった者で一定の期間を経ない者を含む。）によって事業活動が支配されている法人
- ヌ 個人の場合で、契約締結権限のある使用人等がイからへまでのいずれかに該当するもの

注) 「役員」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役、これらに準ずる者をいい、いかなる名称であるかに関係なく、法人に対しこれらの者と同等以上の支配力を有する者を含む。